政 情

農

はじめに

について、 最終的には7月15日までに14回の会合 下に、関係府省の実務者と有識者から が開催され、農政改革関係閣僚会合の 30日には第1回農政改革関係閣僚会合 の主催による「農政改革関係閣僚会合 内閣官房長官及び農政改革担当大臣の 村政策推進本部『の本部長決定として、 が開催され、農政の様々な分野の施策 た。この農政改革特命チームにおいて、 なる農政改革特命チーム似が設置され 平成21年1月28日、 が開催されることとなった。1月 議論が行われたい。 食料・農業・農

政改革特命チームにおける議論は大き の議論が不十分であったことから、農 を受けて、 な影響力を与えなかったのではないか る議論は中断された。特に、生産調整 7月21日に衆議院が解散されたこと 農政改革特命チームにおけ

> の主要論点を概説するとともに、今後 政改革特命チームで行われてきた議論 こととする。 の議論の方向性について見解を述べる が携わった農政改革関係閣僚会合や農 考えられる。そこで、本稿では、筆者 の農政を検討する上でも重要であると までの議論をレビューすることは今後 たことは事実である。したがって、 含む各種農業政策に大きな影響を与え 政改革の検討方向」は、予算編成まで 農政改革関係閣僚会合で決定された「農 との見方もない訳ではない。しかし、

レーションの結果について定と米政策に関するシミュ農政改革の検討方向の決 ーションの結果について

2

第1回農政改革関係閣僚会合

(1)

1 月 30日、 第1回農政改革閣僚会合

府省の実務者と有識者からなる農政改 当たり、農林水産省だけでなく、

討し、成案を得るように」との指示が 切りに、農政改革特命チームにおける 題意識が共有され、農政改革に向け協 を抜本的に見直すために、政府を挙げ あった。続いて、関係閣僚間で、農政 安心を確保し、自給力を高めるために 力していくことを確認され、これを皮 て取り組んでいく必要があるという問 は、何が必要か、あらゆる角度から検 が、スピード感を持って、食料の安全・ が開催され、出席した麻生総理でから、 議論が本格的に開始されたのである。 一農政改革担当大臣を中心に関係閣

(2)農政改革特命チーム会合

各府省等で行われている会合とは次の 点が異なっている。 農政改革特命チームの会合は、 通常、

第1点目は、農政改革を検討するに

関係

大臣官房政策課課長補佐

萩原

政改革特命チームの成果

華特命チームのメンバー及びアドバイ 本産省の担当官から説明を求める場合 がアーメンバーによってその出席者 が産省の担当官から説明を求める場合 には、プロトコルによってその出席者 には、プロトコルによってその出席者 には、プロトコルによってその出席者 には、別ロトコルによってその出席者 な原則大臣官房課長クラス以上とされ なのである。

第2点目は、政策を決定するプロセ の傍聴を自由にするとともに、使用し の傍聴を自由にするとともに、使用し た資料や会議の議事録はすべて公表す たさとされた。これにより、とりま とめまでの考え方が国民に対して明ら

第3点目は、2月20日に開催された第3点目は、2月20日に開催された日本の会合が開催され、「農政改革の検討方向(案)」及び「米政策に関するシミュレーション結果(第1次)」がとりまとめられたが、かつて無いほどのスピード感を持って議論が進められたことである。

時~8時)に開催されたことである。ったために、会合が原則夕刻(午後6国会(通常国会)に対応する必要があメンバーが勤務時間中には第171回メンバーが勤務時間中には第171回

ことがその要因と推測される。 とかし、傍聴者の足が途絶えることは なかった。これは、平成20年12月28日 の石破大臣が、某テレビ局の報道番組にこれでいいのかという問題意識は持にこれでいる」との発言をしたことから、 生産調整の見直しでに焦点が当たった とがその要因と推測される。

2月6日、第1回農政改革特命チームの会合が開催された。第3回まで各ムの会合が開催された。第3回まで各第4回の会合には、「ヒアリングが行われ、第4回の会合には、「ヒアリングが行われ、第4回の会合には、「ヒアリングが行われ、東省から提出された。この論点が累水の会合を経て、会合ごとに発展し、最終的に農政改革の検討方向(案)のとりまとめにつながったのである。つとりまとめにつながったのである。つとりまとめにつながったのである。っとりまとめにつながったのである。っとりまとめにつながったのである。っとりまとめにつながったのである。っとりまとめにつながったのである。ったとりまである。

(3) 第2回農政改革関係閣僚会合

引き続き、政府を挙げて農政改革に取からは、「農業・農村の再生のために、 からは、「農業・農村の再生のために、が開催され、農政改革特命チームによが開催され、農政改革特命チームによ

加速するよう指示があったのである。といれ、成案を得ること。特に、米政策に関するシミュレーショと指示があった。これを受け、石破大と指示があった。これを受け、石破大と指示があった。これを受け、石破大ながら、国民的な議論を行うように」をがら、国民的な議論を行うように」をがら、国民的な議論を行うように」が速するよう指示があったのである。

(4) 「農政改革の検討方向」の内容

向」から構成されている。基本的考え方」、「Ⅱ検討項目と検討方農政改革の検討方向の内容は、「Ⅱ

になっている。 域の活力の再生の3点を踏まえた内容 村の兼業機会が減少しており、農村地 安定的な食料供給力の再生、③農山 あれば輸入可能な時代は終了しており 業としての持続性の再生、②経済力が 可能性喪失の危機に直面しており、 つの大きな目的として、①農業は持続 なっている。すなわち、農政改革の3 員)が提出した資料を反映したものと 富士夫議員、三村明夫議員、吉川洋議 おける有識者議員(岩田一政議員、 3日に開催された経済財政諮問会議に 「I基本的考え方」 については、2月 産 張 漁

について見ていく。 次に、主な「Ⅱ検討項目と検討方向

品の安全性の向上については、

農

中で、

生産調整のあり方を考えて

場から食卓にわたり食品の安全性の向生を図るため、リスク管理の強化、その手法としての合理的規制を正当化する食品安全科学の確立に加え、①通販やネット販売への対応、②食品事業者による品質管理や情報提供の評価システムについて、消費者へ新たな食品情報を提供する仕組みを検討することと報を提供する仕組みを検討することとなった。

担い手の育成・確保については、持続性確保のための最大課題とされ、経営感覚を持った経営体の育成と絶えず新たな人材が確保される環境づくりを中軸に検討するとともに、担い手の「参入を促す仕組み」、「育てる仕組み」、「育てる仕組み」、「育でる仕組み」、「育でる仕組み」、「育でる仕組み」、「方を促す仕組み」、「育でる性組み」、「支える仕組み」、「育でる性組み」、「育である。

思地問題については、「平成の農地 で本」法案の早期成立を目指すととも で、農地の資産的保有傾向が強い中で、 実効ある対策を検討することとなった。 農業生産・流通施策については、生 を・流通施策について需要を起点としたものかどうか点検するとともに、穀 か生産を行う土地利用型農業は農政の 特生産を行う土地利用型農業は農政の 大ものかどうか点検するとともに、製 でものかどうか点検するととなった。

くこととなった。

り組んできた課題を総合化し、 拡大、付加価値増大、生産・流通コス に対応することとなった。 ト低減、 となり、 の増大を実現する方向で検討すること 化等を通じた農業所得 農業所得の増大については、体質強 農協の経済事業など個別に取 加工・業務用需要対応、 (農業純生産 戦略的 輸出

った。 かった問題として肥料確保対策 なった。なお、今まで注目されてこな カリウム、 より良い目標を含めて検証することと 給率が真に国民的政策目標足りうるか、 食料自給力問題については、食料自 リン)を検討することとな (特に

もに、農山漁村が持つ機能の維持発揮 ジメント体制のあり方を検討するとと 過疎化、 る対策に再構築していくことになり、 が減少する中、 農山漁村対策については、兼業機会 いも検討することとなった。 農地面積の狭小な地域における 高齢化の中で、地域のマネー 現場で効果が実感され

携軸強化については、多様な主体 ・農村の価値を認識共有し、 連

> 検討することとなった。 ととなった。その際、経済的な連携の 携して農業・農村を発展させていくこ 教育面など社会的な連携などを

創造プロジェクト、アグリ・ヘルス産 討することとなった。 業グリーンプロジェクトをそれぞれ検 T活用総合化プロジェクト、 業開拓プロジェクト、未利用エネルギ 水の環境技術革命(バイオマス新産業 作放棄地解消プロジェクト、 活用プロジェクト)、③農山漁村Ⅰ 新しい分野への挑戦については、 4食品産 ②緑と 1

(5)シミュレーション(第1 米政策に関する 次)の結果

豆 の生産調整を継続し、 整強化シナリオ」、②20年度と同程度 ①作付面積を 10万 h減少させ 150万 具体的には、 方の検討を含む米政策について国民的 月22日公表)は、米の生産調整のあり haと見込んだ米価を維持する「生産調 付面積約160万haをベースとして、 な議論に資するよう、 160万haと見込む「現状維持シナリ いた上で試行的に行ったものである。 米政策に関するシミュレーション(4 飼料作物等への助成により作付面 ③生産調整を緩和するが、 平成20年産の主食用米作 一定の前提を置 作付面積を 麦、大

(1)

再開までの動き

⑤生産調整を廃止し、作付面積を60万 生産調整を緩和し、 を検討していくこととなった。 議論を喚起しながら、政策的な選択肢 ーションの精緻化を図るなど、 民の意見を聴きながらさらにシミュレ として、今後、この結果について、 を検討する際の議論の土台になるもの レーションは、米の生産調整のあり方 年後までの予測を行った。このシミュ 農家手取り価格、 オを設定し、シナリオごとに市場価格、 廃止シナリオ」、という5つのシナリ ha増の220万haと見込む「生産調整 と見込む「生産調整緩和シナリオ2」 で、作付面積を 30万 ha増の190万 物等への助成等も一定限度とすること 見込む「生産調整緩和シナリオ1」、 積を 10万 ha増に抑制し、170万 ha 生産量等について10 麦、大豆、 国民的 飼料 玉 4 と

3 会合の再開 農政改革特命チーム

について」に関する意見募集を実施し するシミュレーション結果(第1次 政改革の検討方向」及び「米政策に関 林水産省のホームページにおいて「農 4月23日から5月22日にかけて、 農

> 財政改革の基本方針2009~安心・ た。6月23日に閣議決定された「経済 及び座談会を実施し、 らのべ568件の意見が寄せら 農業者・消費者をはじめ幅広い方々か 村の活力」の3つを再生するため農政 の持続性」、 活力・責任~」において、「産業として 臣が「農政改革の展開方向」を説明し 経済財政諮問会議においては、 上した。6月3日に開催された第15回 農業経営体の育成などの関連事業を計 などのべ約1、800人の参加があっ や地方自治体、 律」が成立した。 を図る「農地法等の一 日には農地の確保とその最大限の利用 改革を進める旨、記載された。6月17 いては、担い手への農地の面 た。5月29日に成立した補正予算にお また、5月11日から5月22日にかけ 全国11地区において、 「食料の供給力」、「農山漁 JA、企業等の担当者 農業者、 部を改正する法 意見交換会 的 、石破大 消費者 ?集積、

(2)

再開後の動

には、 をもって進めるには、 日に再開された。「農政改革の検討方向 た農政改革特命チームの会合が6月24 月22日以降、 限られた時間の中で、 多くの検討項目が含まれている 開催されていなかっ ①関係府省連携 メリハリ

ション は継続された。 よる影響を踏まえた第2次シミュレー 農業に関するアンケート調査の結果が ることとなり、再開後、3回の会合が ある担い手(経営体)対策、農業所得 時間を要する作業が必要となる項目で 山漁村のIT化)②新しい発想の下に ある農山漁村活性化対策や新しい分野 公表された。また、農業構造の変化に った。なお、7月7日に米政策・水田 産調整の問題が残された主な論点とな 主に戦略的穀物政策の総合化を含む生 行われた。その結果、 の増大、食料自給率などを先に議論す の下で政策を具体化させるべき項目で (後に石破大臣が発表)の検討 (緑と水の環境技術革命、農 個別政策では、

おわりに

農政改革特命チームは、7月15日の第4回会合で、担い手の育成、農業所得の増大、自給力も含めた食料自給率の方向性について議論が行われた。そこで、チームとして一定の評価がなされ、全体としては、22年度概算要求の内容に一定の方向性を与えることができたと総括された。

本年1月に設置された農政改革関係では、農政全般をあらゆる角度から検では、農政全般をあらゆる角度から検び、農政全般をあらゆる角度から検証、議論してきており、特に、①産業政策としてどのように農業を再生させるかという議論ができたこと、②他方、産業を含めた地域の力をどのように引き出すか、条件不利地域対策だけでなく、兼業機会が失われる中で集落機能や環境保全をいかに果たしていくべきかという議論が、早くから関係各府省かという議論が、早くから関係各府省であったと考えられる。

はい。 こうした成果は、今後、平成22年3 とともに、WTO農業の検討に 業・農村基本計画や、平成22年4月以 とを見据えた中長期的な政策の検討に また、今後、農政改革を検討するに当 また、今後、農政改革を検討するに当 とともに、WTO農業交渉で とを参考としながら米政策関連の検討 にのては、9月15日に石破大臣が発表 また、今後、農政改革を検討するに当 ながら米政策関連の検討に とを参考としながら米政策関連の検討に が発表 ない。 こうした成果は、今後、平成22年3

(2)今日の農政においては、食料安全保障の面から食料自給力向上に本格的に取り組む体制はもとより、国民の期待に応える安全・安心な農産物の供給や耕作放棄地が増大する中での農地の有効活用、地域に雇用と活力をもたらす農村の活性化、農産物価格と農家の経営のあり方など、広範な課題がみられ、根本的な議論が必要になっている。これらの課題は、農林水産省のみの対応にとどまらず、政府を挙げて取り組むでいくべきものであるため、これらの課題を中心として、政府を挙げて農政改革担当大臣に指名され、内閣の重要課題として、政府を挙げて農政改革に取り組むこととされた。

(4農政改革関係閣僚会合特命チームメンバー) まっていますで 乳ドーガネのこと

として、内閣官房内閣参事官(内閣官房副政運営担当)、総務省大臣官房審議官(経済財政運営担当)、総務省大臣官房企画課長、財務省主計局総務課長、農林水産省大臣官房務省主計局総務課長、農林水産省大臣官房審議官(経済産業政策局・地域経済臣官房審議官(経済産業政策局・地域経済正担当)の6名が構成員とされた。また、再生担当)の6名が構成員とされた。

(5)1月30日、農政改革関係閣僚会合申し合わ 1月28日の第171回国会の麻生総理の施 2 とに加え、「春以降、特命チームにおいては、関係会合が決定する「農政改革の検討方 は、閣僚会合が決定する「農政改革の検討方向」に沿って、政策を構成する項目ごと は、閣僚会合が決定する「農政改革の検討 た、関係会合に報告する」とされた。 を、閣僚会合に報告する」とされた。 を、閣僚会合に報告する」とされた。

(6)1月28日の第171回国会の麻生総理の施政方針演説において、農政改革の推進が表

(7)生産調整の問題については、生源寺眞一「混不生産調整の問題については、生源寺眞一「混